

「しずおか新エネルギー等導入戦略プラン（仮称）」（案）に対する意見

1 名称について

（意見）

平成 8 年 3 月に策定され、2010 年までの目標値を定めている「しずおか新エネルギー等導入ビジョン 21」の改定であることを分かりやすくするため、名称に「ビジョン」を入れるべき。

（理由）

「しずおか新エネルギー等導入戦略プラン」という名称では、「導入ビジョン 21」の実現のための戦略プランのように受け取られるおそれがあるので、名称にビジョンを入れ、同ビジョンの改定であることがわかるようにしておくべきである。（戦略プランに重点をおきたいのであれば、副題等で「戦略プラン」を併記する。）

2 全体的な構成について

（意見）

内容部分を、ビジョンである目標と、それを達成するための手段である戦略とがはっきり区別できるような構成にするべき。

（理由）

プラン案は、「戦略」部分でも「基本的な考え方」が多くなっていたりして、目標と手段の区別がつきにくくなっている。これでは具体的な戦略というイメージとは遠く、目標とそれを達成するための手段が紛らわしくなってしまう。

戦略部分は「基本的な方針」と「分野別促進策」に分ける程度として、目的達成のための具体的な戦略という面が強調されるように全体の構成を見直すべきである。

3 これまでの経緯と位置付けについて

（意見）

案では、ビジョン改定に至るまでの経過が記載されておらず、戦略プランの位置付けも明確でない。「はじめに」の部分か第 1 章に「ビジョンの改定に至るまでの経緯」や「ビジョン（プラン）の位置付け」の項目を入れ、これまでの経緯と新しいビジョン（プラン）の位置づけを明確にするべきである。

（理由）

プラン案に関連するビジョン等としては、これまでの上位計画である「静岡県新世紀総合計画」、新たな総合計画である「魅力ある“しずおか” 2010 年戦略プラン - 富国有徳、しずおかの挑戦 -」、これまでのビジョンである「しずおか新エネルギー等導入ビジョン 21」、温暖化防止の観点から省エネルギー政策を中心に他部局で策定している「新ふじのくにアジェンダ 21」、さらに、平成 14 年 3 月に「燃料電池・水素エネルギー研究会」が作成した同研究会報告書「燃料電池・水素エネルギー推進構想提言」、平成 9 年度に「しずおか風トピア街道推進連絡会議」によって策定された「しずおか風トピア街道推進計画」、その他のものがある。

今回のプランが、県の施策として行っているこれらの様々な計画やビジョンとどのような関連があるのか、「導入ビジョン 21」の改定の経緯やプランの位置づけがわかるようにしておくべきである。

4 策定にかかわった機関について

（意見）

プランの策定にかかわった機関を明記するべき。

（理由）

この案の作成においては、関連部局の室長等からなる庁内会議「しずおか新エネルギー等導入戦略プラン策定会議」、その指導・助言のための機関で、国の経済産業省の担当者や学識経験者等からなる「しずおか

新エネルギー等導入戦略プラン策定委員会」平成14年2月に「新エネルギー導入に関する提言書」を提出した、学識経験者や民間の委員からなる「新エネルギー導入研究会」、その他、「燃料電池・水素エネルギー研究会」、「しずおか風トピア街道推進連絡会議」等がある。

これらの委員会等が今回のプラン案の作成にどのようなかわりを持っているのか、作成過程の透明性の観点からも、それぞれの役割を明確にしておくべきである。

5 具体的なデータについて

(意見)

案では、新ビジョンやプランの根拠となっている具体的なデータや調査結果、事例などがほとんど含まれていない。具体的なデータや調査結果、事例等を加え、現状に基づいたビジョンやプランにするべきである。

(理由)

案には、新しいビジョンや戦略プランの根拠となる基礎的なデータ、静岡県の実況が把握できるような調査結果、具体的な事例等の記述がほとんど含まれていない。

改定前の「導入ビジョン21」には、それぞれの項目において、県内を9地域に分けた地域ごとの現状や見通し等の図表が多く掲載されている。個々の事例についても、具体的な名称をあげて、事例についての説明を加えている。具体的な数値を示して説明を行い、わかりやすい内容となっている。

それに比べて、今回のプラン案は、日本や世界の情勢についての一般的な説明や抽象的な記述が多く、大まか過ぎるくらいがある。特に、「静岡県のエネルギー関連の技術開発と産業の動向」の部分では、肝心な部分の記述が極端に簡略化されている。また、具体的なデータがないので、県の実況や地域の特性などがわからないため、内容的にも貧弱で説得力がなく、漠然とした印象を与える。

プランの策定にあたっての根拠となるような具体的なデータ、数値、事例等の資料やデータを記載し、より具体的で、より現状に根ざしたビジョンやプランになるようにすべきだ。

(付随する意見)

上記に関連して、これまでに行ってきた基礎調査、関連事業、基礎資料、アンケート調査結果、委託調査結果など、これまで県が行ってきた新エネルギーについての施策を総括するべき。

(付随する意見)

平成12年1月に、「新エネルギー導入研究会」が県内企業250、委員の所属する団体等を通じて依頼した県内の家庭408を対象として行ったアンケート調査結果についてのまとめ、分析、自由意見を何らかの形で資料として加えることを検討するべき。

6 原子力発電に関する記載について

(意見)

原子力発電には事故の危険性や重大性、想定されている東海地震に伴う事故の危険性についての懸念、放射性廃棄物の処分等の問題がある。そのような危険性や問題があることが、新エネルギーを促進する必要性を強めていることを明記すべき。

(理由)

北海道の「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」では、「私たちは(中略)、脱原発の視点に立って、限りある資源を可能な限り将来に引き継ぐとともに、北海道内で自立的に確保できる新しいエネルギーの利用を拡大する責務を有している」とある。

宮城県の「宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例」でも、原子力発電について、「また、我が国の発電電力量の約3割強を供給している原子力は、環境負荷への影響が少なく、電気を安定的に供給するという利点がある反面、核燃料の確保や廃棄物処理等、今後も取り組むべき課題が残されている」と記載されている。

福島県の「福島県エネルギー政策検討会」の例もあり、国の原子力政策をそのまま鵜呑みにしたり、前提とするような対応は、国の政策追従のようなイメージを与えるので好ましくない。

原子力発電に対しても、県民の生命や安全保護の立場から、どのような問題点があるのかをきちんと指摘しておくべきである。

7 県民参加型の第三者機関の設置について

(意見)

県の新エネルギー政策全般について検討するため、公募による委員を含めた第三者機関を作り、開かれた場で、県民の意見を交えた継続的な審議を行うこと。

(理由)

上述のように、これまで県が行ってきたエネルギー関連の各種委員会等は、数が多いだけでなく、場当たりので相互の関連もわかりにくくなっていた。そのため政策形成過程も不透明となり、県民の意見も反映しにくくなっていた。

案にある「新エネルギー等導入県民会議」は、参加型といっても単なる意見交換の場になってしまったり、施策の立案や検討にはかかわらないセレモニータイプの会議に終わってしまうことも考えられる。また、このような県主導の会議に、県民が主体的に作ったかのような印象を与える「県民会議」の名称を付すべきではない。

これまで場当たりに作られて乱立気味になっている、新エネルギー、省エネルギーに関連する各種の研究會、會議、ワーキンググループなどを、公募による委員を含む第三者機関を中心にして体系付け、相互の関係や審議過程が県民からわかりやすいものになるようにする必要がある。

8 廃棄物発電の記述について

(意見)

廃棄物の広域処理化、スーパーごみ発電、RDF(廃棄物固形化燃料)についての記述には、それらの問題点、特に、ゴミを大量に安定的に確保する必要が生じるのでゴミの排出抑制にはつながらず、循環型社会への移行の妨げになるおそれがあることについての記述を加えるべき。

(理由)

廃棄物発電は、焼却や溶融の過程でダイオキシンや重金属等の有害物質が発生するなど、環境に負荷を与える、また、ゴミの排出抑制にはつながらないため、大量生産、大量消費型の社会が維持され、循環型社会への移行の妨げになる、さらに、RDF製造施設や溶融炉等での火災や事故の発生、最近では、焼却炉・溶融炉建設をめぐる疑惑なども報道されるなど、様々な問題があることが各地で浮き彫りになっている。このようなことを考えると導入促進策に入れるには問題があり、それらの問題点についても指摘しておく必要がある。

9 他の戦略について

(意見)

「新エネルギー導入に関する提言書」に記載されていた次の提案を戦略プランに盛り込むこと

- ・「建築物の新エネルギー導入ガイドライン」の作成を検討すること
- ・太陽光発電・太陽熱利用について、「県民、事業者に対して、グリーン電力基金への協力を呼びかけるとともに、県民が共同設置する自家発電施設への取り組みを支援すること」
- ・太陽光発電・太陽熱利用について、「県による導入支援制度について検討すること」

(理由)

ともに有効な方法なので、戦略プランに加えるべきである。

10 今後の見直しについて

(意見)

ビジョンと戦略プランの今後の見直しの予定について記載すること。
戦略プランの見直しは必要に応じて行うことができるようにすること。
意見募集は今後も継続して行い、常時政策に反映されるようにすること。
今後の見直しは、条例の制定で行うことを検討すること。

11 委員の選任について

(意見)

県のビジョン等の作成に指導や助言を行う委員会に、国の担当者を委員として加えることは今後は行わないようにすべき。

(理由)

プラン案の策定における指導・助言のため設置された「しずおか新エネルギー等導入戦略プラン策定委員会」には、国の経済産業省の担当者が委員として加わっている。県が作成するビジョンの改定や戦略プランの策定において、国の担当者が委員として助言や指導をする役割を与えられるのは適切とは思えない。特に今回の検討委員会では、学識経験者を除く一般の県民は一人も参加していない。それに対して、国の担当者が助言や指導を与える立場として選出されていれば、県が、県民の側ではなく、国の方を向いて政策決定をしていると受け止められても仕方がないことになる。
国の政策とのすり合せが必要な場合には、オブザーバーや別の立場での参加が望ましく、地方自治体としての独自性を放棄しているかのような印象を与えるやり方は避けるべきである。

12 意見公募の方法について

(意見)

検討期間中はいつでも意見提出ができるようにし、途中経過を公表しつつ、中間案や初期の段階からの意見提出を呼びかける等の方法をとるべき。

(理由)

戦略プランについての検討は、1年近くもの期間をかけて行われてきた。県民の意見募集は、年末年始の忙しい時期をはさみ、1ヶ月である。また、プラン案では作成までの経過の説明が抜けているため、意見募集までの経過がわからず、案の内容を十分検討する余裕が持てなかった。
戦略プランは平成14年度中に作成されることになっており、残された時間はわずかである。検討委員会もあと1回の審議を残すだけで、意見についての十分な検討は期待できない状況になっている。また、最終段階なので、構成や方針についての基本的な部分についての変更は難しいことになる。
このようなことから、今後は、検討期間中はいつでも意見提出ができるようにして、途中経過を公表しつつ、中間案や初期の段階からの意見提出を呼びかける等の方法をとるべきである。

(以上)